

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和６年第２回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第２号、議案第６号及び議案第２１号の以上４件につきまして、理事者から説明願います。

○樽井市民生活部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書７ページを御覧ください。２款１項５目市民活動費の地域情報共有プラットフォーム運営費１３０万８千円についてでございます。これは、昨年度実施した地域コミュニティ先進事例の調査結果を受け、地域コミュニティの持続可能な活動の確立に向けて、市内外の先進事例の調査を行うための委託料と地域への浸透を図ることを目的としたシンポジウムの開催費用を補正しようとするものでございます。財源につきましては、諸収入として、いきいきふるさと推進事業助成金で６５万４千円、一般財源で６５万４千円を措置しております。

続きまして、議案第２１号、町の区域の変更についてでございます。本案は、東旭川町上兵村及び下兵村地区の一部につきまして、東和土地改良区による土地改良事業の実施に伴い換地処分が行われますが、現状では換地後の土地を境界が縦断することになり、土地改良法に基づく換地に係る土地の登記に当たり、一つの土地を分筆する必要があることから、合理的な町の区域とするため、地方自治法第２６０条第１項の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊福祉保険部長 第２回定例会に提案しております福祉保険部所管の補正予算について順次御説明申し上げます。

初めに、議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算であります。

補正予算書７ページを御覧ください。３款１項３目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、老人福祉施設等が行う施設整備に対する補助金として５千５７７万円を、令和４年度補助事業の消費税等仕入れ控除税額に係る国への償還金として９２万２千円、合計５千６６９万２千円の補正となります。財源は道支出金が５千５７７万円、諸収入が９２万２千円となります。

次に、軽費老人ホーム運営補助金及び老人施設等措置費につきましては、勤務する職員の処遇改善等を図るため、それぞれ７７３万３千円、３３８万３千円の補正となります。財源は全額、一般財源でございます。

次に、３項１目生活保護総務費の生活保護システム管理費につきましては、進学準備給付金の対象拡大等に伴うシステム改修のために２３３万２千円の補正となります。財源は国庫支出金が１１６万６千円、一般財源が１１６万６千円となります。

続きまして、議案第２号、令和６年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

補正予算書の１５ページを御覧ください。１款１項１目一般管理費では、被保険者証廃止に伴うシステム改修費の増により３千６１６万５千円を補正いたします。財源は全額、道支出金でありま

す。

次に、2項1目賦課徴収費では、被保険者への加入者情報等の送付に伴う特定記録郵便郵送料として648万5千円を補正いたします。財源は全額、道支出金でございます。

以上が福祉保険部所管の補正予算の概要となります。よろしくお願いいたします。

○田村保健所地域保健担当部長 令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書8ページを御覧ください。まず、4款1項2目予防費の予防接種費5億9千499万5千円についてでございます。令和5年度で新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了し、令和6年度以降は個人の重症化防止を目的とした定期の予防接種として実施するもので、実施時期は本年10月から令和7年3月までを予定しており、市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方は無料、それ以外の方には一部自己負担をお願いすることになります。現時点でワクチン代が未確定でありますので、国が示しております接種費用1万5千300円から国の助成金を差し引いた上で、本市の助成額を反映した自己負担額を3千円に設定することといたしました。

次に、同じく4款1項2目予防費の健康推進管理事務費の329万3千円についてでございます。これは新型コロナワクチンの定期予防接種開始に伴い、予防接種データを管理するシステムの改修やデータ入力に係る費用を補正しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○太田環境部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部に関わりがあります事項について御説明をいたします。

お手元の一般会計補正予算書の8ページを御覧ください。8ページ中段にございます4款2項1目じん芥処理費、缶・びん等資源物中間処理施設整備費の補正額1億2千195万円につきましては、現在施工中でございます（仮称）旭川市リサイクルセンターの新築に関わる計5件の工事について、令和6年度における労務単価の上昇による賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用し、適正な契約額に変更しようとするものであります。財源内訳といたしまして国庫支出金が3千595万1千円、道支出金が70万円、市債が8千440万円、一般財源が89万9千円となっております。

また、事業実施に当たりましては補正予算書3ページを御覧ください。補正予算書の3ページ下段にございます、第3表、地方債補正（変更分）にございますように、ごみ処理施設整備事業の限度額を8千440万円引上げようとするものでございます。

環境部からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 議案第6号、旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書を御覧ください。地域包括支援センターに配置する職種や職員数については、介護保険法に基づき、条例で規定しているところではありますが、このたび、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準を規定している介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本市の条例においても所要の改正を行おうとするものでございます。改正内容につきましては、地域包括支援センターの職員配置に関わる基準について、運営協議会で必要と認める場合、柔軟な配置を可能とするものであります。具体的には、地域包括支援センターに配置する常勤の職員数について、常勤換算

方法による算出を可能とすること、また、地域包括支援センターごとに配置すべき職員について、所定の要件の下、複数の地域包括支援センターが担当する圏域ごとの第1号被保険者数を合算し、その人数に応じて必要な職員を配置することにより、それぞれのセンターが配置基準を満たすものとするよう規定を整備するものでございます。これらの改正は公布日から施行することとしてございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和6年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、旭川市近文清掃工場基幹的設備改良(再延命化)工事について、市民課DX推進費等の繰越明許費繰越しについて、庁用自動車による交通事故についての以上3件につきまして、理事者から報告願います。

○太田環境部長 初めに、議案第23号、旭川市近文清掃工場基幹的設備改良(再延命化)工事の契約の締結についてでございます。本案につきましては総務常任委員会の所管でございますが、環境部に関わりがございますので御説明をさせていただきます。

旭川市近文清掃工場基幹的設備改良(再延命化)工事につきましては、安定的なごみ処理体制を維持するため、平成8年の供用開始から約50年間の運用を目途とした再延命化を図るものであり、本年5月21日に見積り合わせを行い、契約金額78億8千700万円で荏原環境プラント株式会社北海道支店と同年2月28日に仮契約を締結してございます。なお、更新工事には4か年を要するため、工期は令和10年2月22日までとなっているところであります。

続きまして、報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告につきまして、環境部所管分について御説明いたします。

繰越計算書にお示ししてあります事業のうち、4款1項地球温暖化対策推進費及び地球エネルギー設備等導入促進費、4款2項家庭ごみ処理手数料物価高騰対策費の合計3事業でございます。いずれの事業も国の交付金を活用し、令和5年度の補正予算として議決いただいたものでございますが、いずれも事業の完了が令和6年度となるため繰り越したものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

環境部からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樽井市民生活部長 報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、市民生活部所管分について、繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

繰越計算書にお示ししております事業のうち、上から2段目の2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の市民課DX推進費でございます。これは戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍及びマイナンバーカードに記載されている氏名に振り仮名を追加するための戸籍情報システム等の改修について、国庫補助事業を活用し実施するため、令和6年第1回定例会において議決をいただいたものでございますが、事業の完了が令和6年度となりますことから、3千603万6千円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊福祉保険部長 報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

繰越計算書にお示ししております事業のうち、3款1項社会福祉費の4事業が当部所管のもので、住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費、物価高騰重点支援給付金支給費、低所得世帯こども加算品支給費につきましては、給付申請の受付期間が令和6年度にかかること、また、老人福祉施設等整備推進補助金は、令和6年第1回定例会で議決をいただいたもので、事業完了が令和6年度となるため繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告をいたします。

よろしくお願い申し上げます。

○田村保健所地域保健担当部長 報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、保健所所管分について御説明申し上げます。

繰越計算書にお示ししております事業のうち、令和6年第1回定例会におきまして繰越明許の議決をいただいております4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和5年度特例臨時接種が令和6年3月末をもって終了したところですが、その事後処理業務の完了が令和6年度となりますことから、2千3万8千円を繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 議案にございます報告第4号、専決処分の報告につきましては、総務部の所管ではございますが、そのうち、整理番号2の庁用自動車による交通事故につきましては、福祉保険部に関わりがありますことから、その内容につきまして御説明申し上げます。

本年1月23日、神楽6条13丁目の交差点におきまして、国民健康保険課職員の運転する軽自動車が右折したところ、反対方向から直進してきた相手方車両と接触し損害を与えたものであります。相手方に対する賠償額を10万6千155円と定め、本年5月29日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は90%でございます。交通事故防止につきましては、日頃から注意喚起をしているところでございますが、今後より一層、安全運転と交通事故防止に努めるよう職員への周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、令和6年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告願います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 令和6年度の国民健康保険料につきましては、6月3日に料率の告示を行いまして、6月14日に納入通知書を発送する予定でございます。通知書の発送に先立ちまして、料率の算定について、資料に沿って御説明させていただきます。

配付資料の令和6年度国民健康保険料の料率についてのファイルをお開きください。

まず、資料の1ページ目を御覧いただきたいと思います。国民健康保険料の料率につきましては、医療給付費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金等の財源となる支援金分、介護納付金の財源となる介護分の3つの区分で構成されており、この資料では、各区分ごとに料率算定の内容についてお示しをしております。表の中央にAとして本年度の算定内容を、右側にBとして令和5年度の算定内容を、その間には前年度との比較を記載しております。令和6年度の保険料全般に関わるものとして、3つの区分それぞれに賦課総額がありますが、これは北海道から示された納付金額を基に算出しております。

その下の賦課限度額につきましては、条例で規定しており、さきの第1回定例会において議決をいただきました改正内容のとおり、上段の医療分では、前年度と同額の65万円、支援金分は前年度から2万円増の24万円、介護分は前年度と同額の17万円となっており、介護分が賦課される世帯の賦課限度額は3区分の合計で106万円となり、昨年度と比較しまして2万円の増となります。

次に、区分ごとの算定内容につきまして御説明申し上げます。

初めに医療分ですが、賦課総額は44億3千207万5千円で、前年度に比べ1億4千675万8千円の減となっております。保険料の項目には、旭川市国民健康保険条例に基づき、賦課総額を所得割41%、均等割35%、平等割24%に区分した額を記載しております。なお、この各賦課割合につきましては、北海道から示された本市の標準保険料率を踏まえた割合となっております。この保険料の額を、その下の項目、賦課標準の所得割に記載している総所得金額221億3千164万5千円、均等割に記載している被保険者数5万7千415人、さらに平等割に記載している世帯数4万1千400世帯を基礎にして算出したものが、最後の項目の料率となっております。令和6年度の料率につきましては、所得割は100分の8.22で前年度と同率、均等割は2万7千20円で前年度に比べ800円の増、平等割は2万7千40円で前年度に比べ340円の増となっております。また、国民健康保険被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行することによって、世帯に被保険者が1人となる世帯については、移行後5年間、特定世帯として平等割が2分の1となることから、その世帯の平等割は1万3千520円となり、前年度に比べ170円の増となります。また、特定世帯として5年間が経過した後も、世帯の状況が継続している場合には、さらに3年間、特定継続世帯として、平等割が4分の3となることから、その世帯の平等割は2万280円となり、前年度に比べ250円増となっております。

次に、中段の支援金分については、賦課総額15億2千317万円で前年度に比べ2千57万2千円の減となっております。均等割額の被保険者数と平等割額の世帯数は、医療分と同数にはなりますが、これらを基に算出した料率につきましては、所得割が100分の2.79で前年度に比べ0.03ポイントの増、均等割は9千290円で前年度に比べ450円の増、平等割は9千300円で前年度に比べ300円の増となっております。また、平等割に関わります特定世帯については4千650円で前年度に比べ150円の増、特定継続世帯については6千980円で前年度に比べ230円の増となっております。

次に、下段の介護分についてでございます。賦課総額は4億5千294万3千円で前年度に比べ382万7千円の増となっております。均等割額の被保険者数は1万7千508人、平等割額の世帯数は1万5千732世帯で、これを基に算出した料率につきましては、所得割が100分の2.

29で前年度に比べ0.04ポイントの増、均等割は9千600円で前年度に比べ330円の増、平等割は6千910円で前年度に比べ230円の増となっております。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。国民健康保険料所得段階別料額比較表を御覧いただきたいと思います。この表は、介護分がかかる2人世帯の場合について、所得ごとの保険料額を令和4年度、令和5年度、令和6年度の3か年で比較したものとなっております。左側の令和6年度の欄を御覧ください。医療分の所得割は令和5年度と同率で、それ以外は全て上がったことによりまして、全所得層で前年度と比較しまして、3千200円から8千420円の範囲で上がる結果となっております。今年度において、この保険料が上昇しました要因といたしましては、北海道から示される納付金総額は、加入者数の減によりまして下がってはいるものの、医療費の伸びなどにより、加入者1人当たりの納付金額が伸びていることによるものでございます。令和6年度の本市の保険料につきましては、納付金が道から示された時点で大きく上昇することが想定されましたことから、その負担軽減を図るため、当初予算において、国民健康保険事業準備基金から3億円繰り入れることとし、その上昇幅を抑えたところでございます。

以上、令和6年度の国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 令和6年度の国民健康保険料の料率が今示されました。それで改めて伺いたいと思うのですが、保険料は前年比でどうなっているのか、それから北海道の運営になる前と比べてどのようなになっているのか伺いたいと思うんです。

まずは1世帯当たりの保険料総額、調定額の推移をお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 1世帯当たりの保険料調定額の推移につきまして、都道府県単位化になる前の年度である平成29年度は12万2千630円でした。前年度の令和5年度が11万5千490円、本年、令和6年度が11万7千523円というふうに推移してございます。

○能登谷委員 1世帯当たりの保険料は昨年と比べて、約2千円上がるということだと思うんです。都道府県化前と比べてどうかというと約5千円下がることになるということになっていると思うんですが、40歳の夫婦と18歳未満の子どもが1人、所得が210万円という、いわゆるモデルケースの場合はどうなるのかもお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 40歳夫婦と18歳未満の子ども1人の3人世帯で、所得210万円のモデルケースの保険料につきましては、平成29年度は36万2千550円、令和5年度、昨年度が36万7千420円、令和6年度、本年度が37万4千240円となっております。

○能登谷委員 モデルケースの保険料は昨年度に比べて、約6千800円上がるということだと思うんですね。都道府県化前に比べるとどうかというと、約1万1千700円上がるということになるのではないかなと思うんです。1世帯当たりのほうは下がっていましたので、1世帯当たりとは違うという状況なんです。モデルケースの保険料が上がっている背景にはどのような要因があるのか伺いたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和6年度の保険料につきましては、賦課総額は前年度より減少しているものの、被保険者数の減少が大きく、賦課総額を所得や被保険者数で割り返して算出する保険料率は上がるという結果になったところであります。1人当たりの医療費が都道府県単位化前から増加傾向にあることが大きな要因であるというふうに考えてございます。

○能登谷委員 続いて保険料の軽減策についても伺います。国保料は他の医療保険との比較では大きな負担割合になっていると思うんですが、第1回定例会でも聞きましたけれども、現状ではどうなっているのかも伺いたと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 他の健康保険の保険料との比較についてでございます。先ほどの40歳の夫婦と18歳の子ども1人の3人世帯、所得が210万円のモデルケースで申し上げますと、協会けんぽでは、令和6年度の保険料は18万8千464円と見込まれます。本市の国民健康保険料は37万4千240円となりますので、約2倍の差があるという状況になってございます。

○能登谷委員 今、加入者が減少しているということと、それから医療費が高騰している、また、旭川の場合は低所得者が多いということなので、そうでありながら、他の医療保険に比べて負担割合が2倍になるということです。これは国民健康保険の抱える構造的な問題ではないかというふうに考えていますけれども、市の認識はどうか伺います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 国民健康保険は、被用者保険のように事業主負担という制度がございません。そのため、所得に対する保険料の負担が非常に重いという状況になってございます。また、低所得の加入者の方が多く、年齢構成が高いこともありまして、医療費水準も高いといった国民健康保険特有の構造的な課題を抱えているというふうに認識をしております。

○能登谷委員 それで、今回、都道府県化ということで構造的な問題に対する国としての対策とか、北海道としての対策はそれぞれあるんでしょうか。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 構造的な課題に対する改善策につきましては、国や道から示されているものはございませんが、本市といたしましては、医療保険の制度の一本化など、抜本的な改革について、市長会等を通じ、毎年度、要望しているところでございます。

○能登谷委員 国や道の施策がない中なんですけど、旭川市ではいろんな独自の軽減策もされていると思いますので、その内容についてもお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和6年度の保険料につきましては、昨今の物価高騰など、経済的負担が増し続けている中で大幅な負担拡大は厳しいと判断をいたしまして、保険料を引き下げるために国民健康保険事業準備基金から3億円を繰り入れ、保険料の上昇を一定程度抑えたところでございます。また、本市独自の施策といたしまして、国の軽減策の適用を受ける未就学児を除き、18歳未満の被保険者に対しまして、均等割額を半額にする減免制度を実施してございます。

○能登谷委員 ぜひ、独自の軽減策は続けていってほしいなというふうに思っているところです。それで、この後、保険料水準の統一についても伺いたと思います。今後の国民健康保険制度を考えるときに保険料水準の統一ということが大きな課題になっていますが、北海道の国保運営方針ではどのように書かれているのか伺いたと思います。納付金ベースの統一、それから保険料水準の完全統一など、その内容と時期もお示しいただきたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 北海道の国保運営方針では、全道どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率を北海道が示す全市町村統一の標準保険料率と同率とすることをもって、保険料水準の統一と定義します、と記載がされております。医療費水準、所得水準の格差を納付金に影響させない納付金ベースの統一、これを令和6年度から、保険料水準の統一は令和12年度を目途に目指すとされてございます。

○能登谷委員 都道府県の国保運営方針では、大阪府は完全統一すると、奈良県は事務も統一するというような流れだと聞いています。ほかにも16の道県が保険料統一の目標年度を明記したというふうに聞いています。保険料統一年度を明記していない都府県は何が課題になっているのか、伺いたいと思います。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 他の都府県の検討状況や課題につきましては把握してございませんが、納付金ベースの統一における課題といたしまして、比較的医療費水準の低い市町村の保険料が上がるという傾向がございます。市町村ごとに医療費水準、それから所得水準、収納率など様々な格差がある中で、統一によって保険料が上がる市町村の理解がなかなか進まないということと言われております。そのため、国では令和5年10月18日付けで都道府県宛てに保険料水準統一加速化プランというものを発出いたしました。統一を進めるための支援を強化していくということが示されたところでございます。

○能登谷委員 北海道は所得水準や医療費水準の地域格差が大きいということが、北海道の文書の中からも確認できるんですよね。一方で、そういう認識がありながら、令和12年度を目途に保険料水準を統一するというのもうたっているんです。保険料水準の完全統一に向かおうとしているんですけれども、これだともともと地域格差が大きいことが分かっているという状況の中で弊害があるのではないかと考えます。旭川市の影響も含めてお示しいただきたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 この保険料の水準の統一につきましては、負担の公平性や急激な保険料上昇の抑制などの効果が見込まれているところでございますが、先ほど御指摘があったように、北海道につきましては所得水準や医療費水準の地域格差が大きいことから、保険料水準を統一することとなりますと、本市のような、平均よりも所得が低く、医療費が高い市町村の保険料は下がりますけれども、所得が高く、医療費が低い市町村の保険料が上がるといった課題がございます。また、統一に向けては、各市町村におきまして、保険料算定方式の統一化や各種事務の標準化など、様々な影響があるものと認識してございます。令和12年度の完全統一に向けては、今後、国からの交付金の活用方法などについて、本格的な北海道との協議が始まりますが、本市としても統一によって、市町村の負担が急激に増えないよう配慮を求めていくとともに、北海道全体で保険料負担を軽減できるような制度となるよう、市町村連携会議等の場で意見をしまいたいと考えてございます。

○能登谷委員 部長の答弁にあったように、北海道は所得水準や医療費水準の地域格差が大きいので、保険料水準を統一するとなると地域によっては様々な弊害があるんだと思います。旭川市の場合は所得が低く、医療費が高いので、保険料が下がるはずで、世帯ごとは下がっています。ただ、今日の答弁にあったように、都道府県化前に比べて1世帯当たりは下がっているけれども、モデルケースのように、働き盛りで、子育て中の世帯では保険料が上がっているのが実情だということが言えます。なので単純に保険料算定方式の統一や各種事務を標準化することで、市独自の対策が失われることや、市民負担の増加につながることは避けなければならないと思います。今回の都道府県化では、国民保険制度が抱えている構造的な問題、所得が低い加入者が多い中で、保険料の負担割合が他の保険に比べて2倍にもなるという、この構造的な問題は何も解決されないんですよね、都道府県化になっても。だから、国の負担割合を高めることなど、国の制度としての解決がどうしても必要と言わなければならないと思います。令和12年度までに完全統一には至らない都府県も

多いわけですから、そっちのほうが多いという中で、北海道だけ先に走っていくということ、北海道としても、旭川市としても、慎重に対応する必要があるんじゃないかなということだけ指摘しておきたいと思います。

以上で終わります。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時41分